

はじめに

安全衛生教育(特別教育)、その他教育修了証を滅失又は損傷した場合には再交付、氏名の変更時には修了証の書替えが望めます。

1. この申請書は静岡県労働基準協会連合会が交付した修了証についてのみ使用できます。

修了証が当連合会で発行されたものであること、交付番号、交付年月日を必ず確認してから申請手続きを行って下さい。

また、安全衛生教育(特別教育)・その他の教育の記録は、永年保存の必要がないことから、古い修了証については、お手元に修了証のコピーがある方などを除き、再発行できないことがあります。詳しいことにつきましては当連合会までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 公益社団法人 静岡県労働基準協会連合会 (054)254-1012

2. 申請書を記入する際の注意事項

- ◆ 申請書内の説明を見ながらボールペン等（鉛筆不可）で①～⑬の必要箇所を記入して下さい。
記入漏れ等があった場合は、連絡先電話番号に確認の電話をさせて頂き、連絡が取れるまで修了証の発行ができませんので、お間違えの無いよう正確に記入をして下さい。
- ◆ 【滅失・損傷の方のみ】
⑫の再交付申請理由書を分かる範囲で正確に記入して下さい。
この理由書は滅失した修了証が出てきた場合に返却して頂く誓約書にもなっておりますので、ご了承下さい。
- ◆ 【書替の方のみ】平成 29 年 4 月より本籍地の書替えは必要なくなりました。
氏名を変更された方のみ書替えの手続きをお願い致します。
- ◆ 【窓口で代理申請する方のみ】
窓口で代理申請する方の氏名、住所、電話番号等を⑬の委任届に記入し、申請者本人の自筆署名と印鑑を押して下さい。
窓口にて⑬に記載された代理者本人かの確認をさせて頂きますので、身分証明書類(運転免許証等)を持参して下さい。

3. 提出について

申請する際は、記入漏れがないこと、必要書類が揃っていることをもう一度ご確認下さい。
申請書類に不備がある場合は、書類が揃うまで再交付できませんので、ご了承下さい。

【窓口を持参する場合】

当連合会の窓口にて申請して下さい。来られる際は連合会（tel 054-254-1012）までお電話下さい。

月～金曜日(土日祝は休業日) 午前 9:00～12:00、午後 13:00～16:00

【郵送による申請の場合】

必要書類・手数料を同封の上、**現金書留にて**送付して下さい。
発送までに日数がかかりますので、ご了承下さい。

4. 必要書類

チェック欄	必要書類		ご説明		
	共通書類	(1) 申請書 (安全衛生・その他教育修了証申請書)	必要箇所に全て記入及び捺印し、再交付の場合は申請理由書も記入のこと。 窓口代理申請の方は委任届にも記入のこと。		
		(2) 発行手数料	1 講習につき 2,500 円 になります。 2025.7 現在		
		(3) 本人確認のための書類 旧姓・通称併記希望の方は※を読んでください。	免許証、健康保険証、外国人登録証明書等（いずれか 1 点）のコピーを書類貼付欄に貼付して下さい。 申請者に対して 1 枚で結構です。 ※ 《旧姓・通称を新たに追加希望の方》 必ず本人確認書類の中に旧姓・通称併記がされている身分証のコピーを付けて下さい。 裏面に書いてある場合は裏面も印刷して下さい。		
	申請理由・申請方法の種類ごとに必要な書類	《郵送申請の方のみ》 (4) 切手	当連合会が簡易書留で返送する際に使用しますので、必ず切手で送して下さい。 <table><tr><td>金額</td><td>460 円</td></tr></table> 2025.7 現在	金額	460 円
金額		460 円			
		《書替え・損傷の方のみ》 ⑦の修了証の有無で「有」に○を付けた方 (5) 修了証の原本	書替えや破損による申請で、手元に修了証が残っている方は、再交付による修了証の重複を防ぐ為、修了証の原本を当連合会に返却して下さい。		
		《書替えの方のみ》 (6) 氏名の変更が確認できる書類	戸籍抄本(コピーでも可)、免許証のコピー（裏面に変更の経緯が記入されている場合に限る）など氏名の変更が確認できる書類を入れて下さい。 申請者に対して 1 枚で結構です。		
	《窓口代理申請の方のみ》 (7) 代理者確認書類	窓口に代理の方が申請に来られる場合は、⑬で申請者が委任した本人かを確認させていただきますので、免許証等の確認書類をご持参下さい。			

5. 申請(郵送)先（問い合わせも同じ）

〒420-0839 静岡県葵区鷹匠 2 丁目 17-5 （静基連会館）
 公益社団法人 静岡県労働基準協会連合会 （連絡先 TEL 054-254-1012）